

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定による都市計画（用途地域）の変更に伴い、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により市長が指定する区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により市長が定める区域（以下「規制地域等」という。）を次のとおり変更し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月6日

江別市長 後 藤 好 人



1 規制地域等の変更に係る事項

（1）変更する土地の区域 江別市萩ケ岡の一部
（縦覧に供する新たな規制地域区域区分図のとおり）

（2）縦覧場所 江別市生活環境部環境室環境課